

# 粉じんによる疾病の防止（指導者用）

## ●粉じん作業特別教育用テキスト

### 〔追補〕

平成 26 年 6 月 25 日付け厚生労働省令第 70 号により、「粉じん障害防止規則」が改正され、さらに平成 27 年 8 月 10 日付け厚生労働省令第 131 号により、「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則」が改正されました。

また、平成 26 年 6 月 25 日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が公布され、それぞれの改正項目については平成 28 年 6 月 1 日までの間に順次施行されています。

本書（「粉じんによる疾病の防止（指導者用）」）の「第 5 編 関係法令」で、これらの法令の抄録を掲載していることから、本追補では、「粉じん障害防止規則」および「じん肺法施行規則」の改正内容と「労働安全衛生法」の改正の概要を紹介します。

平成 28 年 3 月  
中央労働災害防止協会

※条文の下線部分が改正部分

### （目次）

粉じん障害防止規則・じん肺法施行規則の改正	1
労働安全衛生法の改正	2

## 粉じん障害防止規則・じん肺法施行規則の改正

- 1) 平成 26 年 6 月の厚生労働省令第 70 号による改正では、屋外における岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業においても、粉じん濃度が管理濃度を超える割合が高いことが認められたことから、別表第 3 に定める呼吸用保護具の使用が必要な作業の範囲が拡大されました（     下線部）。
- 2) 平成 27 年 8 月の厚生労働省令第 131 号による改正では、鋳物を製造する工程において砂型を造型する作業についても、粉じんばく露濃度が管理濃度を超える割合が高いことが認められたことから、粉じん障害防止規則別表第 1 及びじん肺法施行規則別表に定める粉じん作業の範囲ならびに粉じん障害防止規則別表第 3 に定める呼吸用保護具の使用が必要な作業の範囲が拡大されました（     二重下線部）。

### ● 粉じん障害防止規則(抄) (昭和 54 年 4 月 25 日労働省令第 18 号)

#### 別表第 1 (第 2 条、第 3 条関係<粉じん作業>)

1～14 (略)

15 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を造型し、(以下省略)・・・

16～23 (略)

#### 別表第 3 (第 7 条、第 27 条関係<呼吸用保護具の使用等>)

1～5 (略)

6 別表第 1 第 7 号に掲げる作業のうち、屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、手持式又は可搬式動力工具(研磨材を用いたものに限る。次号において同じ。)を用いて、(以下省略)・・・

6 の 2 別表第 1 第 7 号に掲げる作業のうち、屋外において、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を研磨し、又はばり取りする作業

7～10 (略)

11 別表第 1 第 15 号に掲げる作業のうち、砂型を造型し、(以下省略)・・・

### ● じん肺法施行規則(抄) (昭和 35 年 3 月 31 日労働省令第 6 号)

#### 別表 (第 2 条関係)

1～14 (略)

15 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を造型し、(以下省略)・・・

16～24 (略)

## 労働安全衛生法の改正

### ●労働安全衛生法(抄) (昭和47年6月8日法律第57号)

#### ① 化学物質のリスクアセスメントの実施

- ・一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施が事業者の義務となる。

(平成28年6月1日施行)

(第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等)

**第57条の3** 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

② 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

③ 厚生労働大臣は、第28条第1項及び第3項に定めるもののほか、前二項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

④ 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

#### ② ストレスチェック及び面接指導の実施

- ・常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)の実施が事業者の義務となった。(労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務)
- ・検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となった。

(平成27年12月1日施行)

(心理的な負担の程度を把握するための検査等)

**第66条の10** 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者(以下この条において「医師等」という。)による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

- ② 事業者は、前項の規定により行う検査を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない。
- ③ 事業者は、前項の規定による通知を受けた労働者であつて、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。この場合において、事業者は、労働者が当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
- ④ 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定による面接指導の結果を記録しておかななければならない。
- ⑤ 事業者は、第3項の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かななければならない。
- ⑥ 事業者は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。
- ⑦ 厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- ⑧ 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。
- ⑨ 国は、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持に及ぼす影響に関する医師等に対する研修を実施するよう努めるとともに、第2項の規定により通知された検査の結果を利用する労働者に対する健康相談の実施その他の当該労働者の健康の保持増進を図ることを促進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

### ③ 受動喫煙防止措置の努力義務

- ・受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることが事業者の努力義務となった。

(平成 27 年 6 月 1 日施行)

(受動喫煙の防止)

**第 68 条の 2** 事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。第 71 条第 1 項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国の援助)

**第 71 条** 国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする。

② (略)

### ④ 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

- ・重大な労働災害を繰り返す企業に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができることとなった。(計画作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、厚生労働大臣が勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができるようになった。)

(平成 27 年 6 月 1 日施行)

第 9 章 事業場の安全又は衛生に関する改善措置等

第 1 節 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画

(特別安全衛生改善計画)

**第 78 条** 厚生労働大臣は、重大な労働災害として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「重大な労働災害」という。）が発生した場合において、重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、その事業場の安全又は衛生に関する改善計

画（以下「特別安全衛生改善計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出すべきことを指示することができる。

- ② 事業者は、特別安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。
- ③ 第1項の事業者及びその労働者は、特別安全衛生改善計画を守らなければならない。
- ④ 厚生労働大臣は、特別安全衛生改善計画が重大な労働災害の再発の防止を図る上で適切でないと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、当該特別安全衛生改善計画を変更すべきことを指示することができる。
- ⑤ 厚生労働大臣は、第1項若しくは前項の規定による指示を受けた事業者がその指示に従わなかった場合又は特別安全衛生改善計画を作成した事業者が当該特別安全衛生改善計画を守っていないと認める場合において、重大な労働災害が再発するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、重大な労働災害の再発の防止に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- ⑥ 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

## ⑤ 第88条第1項に基づく届出の廃止

- ・規模の大きい工場等で、建設物、機械等の設置・移転等（生産ライン等の新設・変更）を行う場合の事前届出（第88条第1項）が廃止された。

（平成26年12月1日施行）

（計画の届出等）

**第88条** 事業者は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の30日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第28条の

2 第1項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。

②～⑦ (略)

※(編注) 改正前の同条第1項が廃止となり、第2項以降が繰り上がり、併せて必要な条文の修正が行われています。

## ⑥ 電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定

- 特に粉じん濃度が高くなるおそれがある作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定・譲渡制限の対象に追加された。

(平成26年12月1日施行)

別表第2(第42条関係)

1～15 (略)

16 電動ファン付き呼吸用保護具

別表第4(第44条の2関係)

1～12 (略)

13 電動ファン付き呼吸用保護具

## ⑦ 外国に立地する検査機関の登録

- ボイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録できることとなった。

(平成27年6月1日施行)

(登録製造時等検査機関の登録)

**第46条** 第38条第1項の規定による登録(以下この条、次条、第53条第1項及び第2項並びに第53条の2第1項において「登録」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、製造時等検査を行おうとする者の申請により行う。

② 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

1 (略)

2 第53条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

3 (略)

③ 厚生労働大臣は、第1項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

1～3 (略)

4 登録申請者が、特別特定機械等を製造し、又は輸入する者（以下この号において「製造者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、製造者等がその親法人（会社法（平成17年法律第86号）第879条第1項に規定する親法人をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において製造時等検査の業務を行おうとする者である場合にあつては、外国における同法の親法人に相当するものを含む。）であること。

ロ～ハ (略)

④ (略)